

有田町水道事業 令和3年度 水質検査計画

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水源の状況及び原水・浄水の水質状況	2
4	定期水質検査の検査項目と頻度	2
5	定期水質検査の採水場所	2
6	臨時水質検査	3
7	水質検査の方法	3
8	水質検査計画及び結果の公表	3
9	検査結果の評価	4
10	水質検査の精度と信頼性確保	4
11	関係者との連携	4

1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水を配水系統の管末に近い蛇口（給水栓水）、原水を浄水場の取水地点での現場採水で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、過去のデータと水源の状況を考慮して計画します。
- (4) 水質検査は、水道法第20条第3項の指定を受けた検査機関に委託して行います。
- (5) 検査機関の選定については、日本水道協会の「水道水質検査優良試験所規範認定水質検査機関」等を考慮し決定します。

2 水道事業の概要

有田町水道事業は、有田ダム、白川河川、古木場ダム、白川ダム、大谷溜池の原水を白川浄水場で、竜門ダム、広瀬川河川の原水を竜門浄水場で、抜谷溜池の原水を、岳浄水場で浄水処理を行った後、各給水系統へ給水しています。楠木原浄水場については現在休止中です。その給水系統へは穂波ノ尾配水場を介し白川浄水場より給水しています。

(1) 給水区域面積	65.80 km ² （給水面積 52.29km ² ）
(2) 給水人口	19,564 人(令和1年度統計より)
(3) 実績年間給水量	2,168,000 m ³ (令和1年度統計より)
(4) 実績一日最大給水量	6,692 m ³ (令和1年度統計より)
(5) 実績一人一日最大給水量	342 リットル(令和1年度統計より)
(6) 浄水場施設最大能力計	10,540m ³ /日
白川浄水場	7,500 m ³ /日
竜門浄水場	2,000m ³ /日
楠木原浄水場	1,000m ³ /日(休止中)
岳浄水場	40m ³ /日
(7) 浄水処理方法	
白川浄水場	MF膜ろ過+粉末活性炭
竜門浄水場	凝集沈殿+急速ろ過
楠木原浄水場	凝集沈殿+急速ろ過+粉末活性炭 (休止中)
岳浄水場	普通沈殿+緩速ろ過

3 水源の状況及び原水・浄水の水質状況

・原水の水質状況

令和2年度においては、大谷溜池が堰堤改良後の初期湛水で、古木場ダムの機器更新のための放流、水位低下の影響で若干の水質悪化があり、有機物の検出量が少々増えました。

・浄水の水質状況

中樽公園及び楠木原公民館の給水栓での11月の水質検査で「ジクロロ酢酸」が超過してしまいました。主な原因は、上記の原水の水質悪化に伴い前塩素の注入の必要量が増加するタイミングで、前塩素を注入しているポンプ設備に異常が生じ、注入量の調整の過程で一時、過剰注入となったことだと思われます。注入調整により翌週の再検査時には基準値以下となりました。伊万里保健福祉事務所の指導の下に毎日、中樽公園及び楠木原公民館で遊離残留塩素の測定を行って監視を強め、注入ポンプの更新を行った結果、2回目の「ジクロロ酢酸」の臨時検査の結果も基準値以下となっています。また、「ジクロロ酢酸」の基準値超過に伴う給水制限等は、基準値の超過量が基準値の6%前後と小さかったため行っていません。

4 定期水質検査の検査項目と頻度

残留塩素濃度、濁度、PH値の測定を測定し、色と濁りの目視検査を毎日検査項目として実施します。残留塩素については管末地区の住民の方へ委託し町内8カ所で毎日測定します。

検査項目については、水質基準省令の改正後の51項目を基準に、省略出来ない9項目の検査を4回、前記の9項目に臭気物質2項目を追加した11項目を4回、行います。また、省略しない全51項目を4回、行います。

原水の水質検査は、各水源地について病原性原虫のクリプトスポリジウム、ジアルジア及び病原性原虫の指標菌（大腸菌及び県規制芽胞菌の個体数）を含む40項目を年度内に2回、また、指標菌のみの検査を他の月に10回行います。 ※ 項目・頻度の詳細は“表-1”のとおりとします。

5 定期水質検査の採水場所

浄水は給水栓の蛇口からの採水とします。その採水場所は、中樽公園、境野公民館、おおぎ保育園、楠木原公民館、岳公民館とします。

原水は有田ダム原水と白川河川原水を混合原水として導水管より採水、竜門ダム原水と広瀬川河川原水を混合原水として竜門浄水場の着水池より採水、抜谷溜池原水を着水原水として岳浄水場にて採水、白川ダム原水、古木場ダム原水、大谷溜池原水については各導水管からの採水弁又は給水栓での採水とします。

6 臨時水質検査

原水の臨時水質検査は、以下の場合に行うこととします。

- (1) 水源水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行したとき
- (4) その他、特に必要があると認められるとき
- (5) 水道法第18条に係る検査の請求を受けたとき。

浄水の臨時水質検査は、以下の場合に行うこととします。

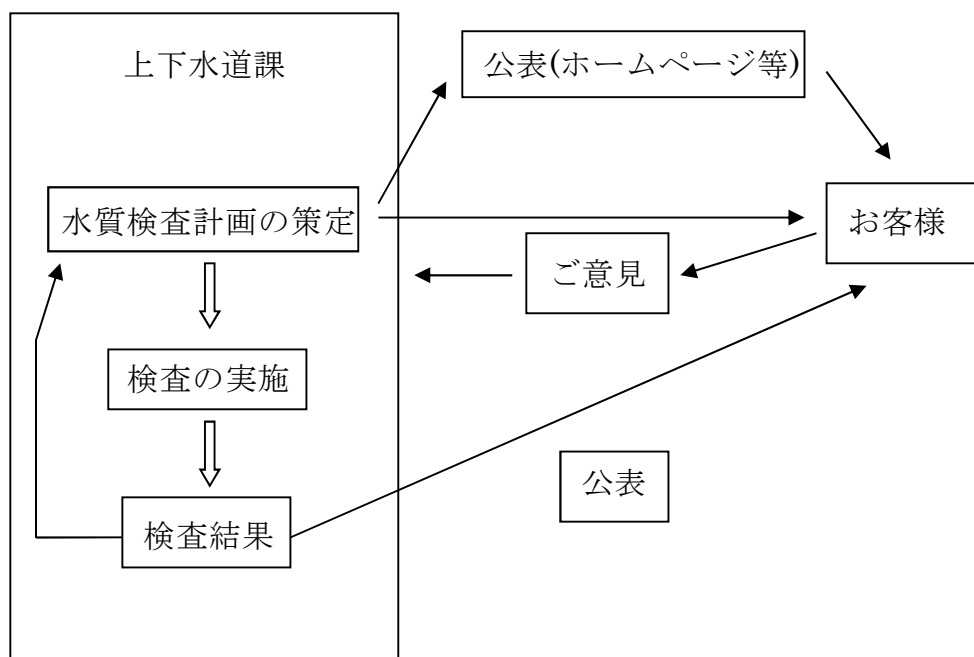
- (1) 浄水過程に異常があったとき
- (2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (3) その他、特に必要があると認められるとき
- (4) 水道法第18条に係る検査の請求を受けたとき。

7 水質検査の方法

定期・臨時の水質検査は、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)に掲げられた水質基準を、水道法第20条第3項の指定を受けた検査機関に委託して行います。検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、有田町公式ホームページで公表するとともに、上下水道課及び白川浄水場で閲覧できるようにします。水質検査結果については、上下水道課で閲覧できるようにするとともに、定期的にホームページに掲載します。また、町民の方々の問い合わせや水質検査計画へのご意見にも速やかに対応します。



9 検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行い、基準超過等の異常がある場合は直ちに原因を究明し、基準を満たす水質を確保します。

10 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査は、基準値の10分の1（但し、非イオン界面活性剤は4分の1）の定量下限値が得られ、その付近の標準偏差が金属類では10%以内、有機物では20%以内の水質検査を行うこととします。また、委託検査機関については、日本水道協会の「水道水質検査優良試験所規範認定水質検査機関」等を考慮し委託するとともに、内部精度管理の実施の徹底を呼びかけ、その確認を徹底します。

11 関係者との連携

水源管理者や保険福祉事務所等と情報交換するとともに連携した調査と適正な浄水処理により水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。
皆様からのご意見は今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 有田町上下水道課

〒849-4192 有田町立部乙 2202

TEL0955-46-2746 fax0955-46-4005

白川浄水場

〒844-0007 有田町白川一丁目 6 番 1 号

TEL0955-42-5224

有田町公式ページ <http://www.town.arita.saga.jp>